

外国人介護人材 受入れ制度 早わかりガイド 2025

●EPAの概要	1
●在留資格「介護」の概要	2
●技能実習生の概要	3
●特定技能の概要	4
●4制度の受入れスケジュールイメージと会員の声	5
●外国人介護人材に関する受入れ状況	6
●技能実習制度と特定技能の比較	7
●育成就労制度の概要	8
●育成就労制度及び特定技能制度イメージ	9
●外国人介護職員に活躍してもらうための支援事例	10
●受入れ時の法律・制度	11
●困ったときの相談・問い合わせ先	11



制度の目的

二国間の経済連携の強化

送り出し国

インドネシア、フィリピン、ベトナム
(EPA協定を締結した国)

在留資格名

特定活動

調整機関

国際厚生事業団 (JICWELS)

在留期間

- 介護福祉士を取得する前は原則4年
- 介護福祉士を取得した後は制限なしで更新でき、永続的な就労が可能
- ※一定の期間内に資格を取得できない場合は帰国しなければならない
- ※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能

入国時の日本語能力

インドネシア N4以上
フィリピン N5以上
ベトナム N3以上

勤務できるサービスの種類

以下、介護保険法に規定されるもののみ掲載
介護保険3施設、認知症グループホーム、特定施設、通所介護、通所リハ、認知症デイ、ショートステイ

※介護福祉士の資格取得後は一定条件を満たした事業の訪問系サービスも可能

夜勤の可否

- 介護福祉士の国家資格取得前：雇用して6か月経過、もしくは日本語能力試験N1またはN2合格であれば可能
- 介護福祉士の国家資格取得後：可能

介護職種での転職の可否

- 介護福祉士の国家資格取得前：原則、不可
- 介護福祉士の国家資格取得後：可能（ただし在留資格変更の許可が必要）

配置基準の算定期間

日本語能力N2以上は就労開始から
N2以外は就労6か月後から（※条件により6か月未満でも可）

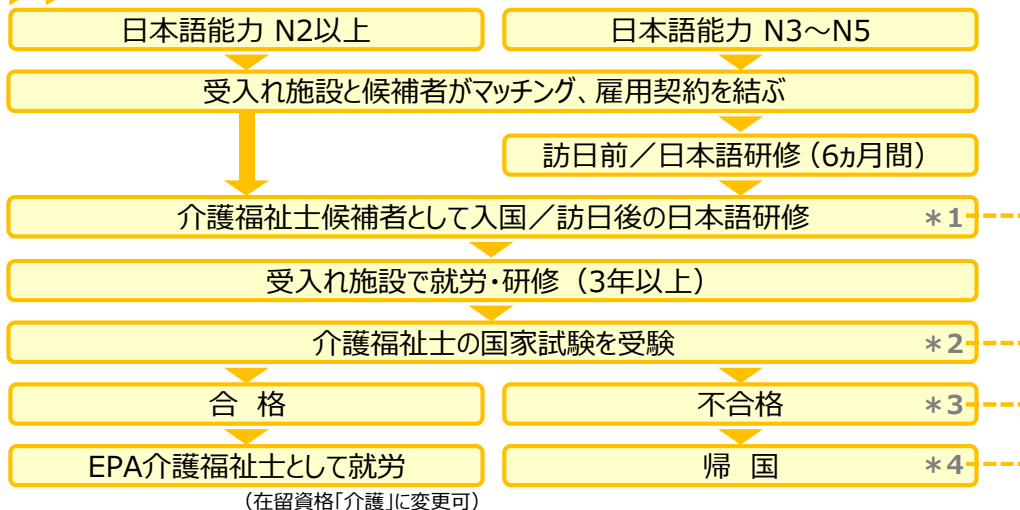
メリット

- 介護・看護の知識や経験を持ち一定要件を満たす外国人が日本語研修を受けた上で入国
- 二国間協定での受入れのため、悪質なブローカーが発生しない

デメリット

- 受入れ施設での学習支援体制を整える必要がある
- 国家資格取得後に帰国する人が多い
- 1年間の受入れ上限数が決まっているためマッチングが難しい

受入れの流れ



どんな人が来るの？

- インドネシア 高等教育機関(3年以上)を卒業＋インドネシア政府による介護士認定またはインドネシアの看護学校(3年以上)の卒業生
- フィリピン 4年制大学を卒業＋フィリピン政府による介護士認定またはフィリピンの看護学校(学士／4年)の卒業生
- ベトナム 3年制または4年制の看護過程の修了者



- *1 【インドネシア・フィリピン】現地で6か月研修してN5またはN4以上で入国し、入国後は6か月の日本語研修を受けてから就労する。
【ベトナム】現地で12か月研修してN3以上で入国し、入国後は2.5か月の研修を受けてから就労する。
- *2 入国から4年目に介護福祉士の国家試験を受験するので、そのための研修や支援体制が必要。
- *3 不合格でも一定点数以上であれば、次の年再受験できるか、もしくは特定技能1号へ移行できる。
- *4 不合格で帰国した場合、在留資格「短期滞在」で再度入国し、国家試験を受けることが可能。

在留資格「介護」

2017.09.01～

日本の介護福祉士養成校を卒業し在留資格「介護」を持つ外国人

制度の目的

専門的・技術的な分野に対する外国人の受入れ

送り出し国

制限なし

在留資格名

- 介護福祉士を取得する前：留学
- 介護福祉士を取得した後：介護

調整機関

なし（介護事業所が独自に採用する）

在留期間

介護福祉士の資格を取得した後は、制限なしで更新でき、永続的な就労が可能

入国時の日本語能力

留学の入国時はN2以上または6ヵ月以上の日本語教育を受けた者（各入学選抜による）

勤務できるサービスの種類

制限なし

夜勤の可否

可能

介護職種での転職の可否

可能

配置基準の算定時期

就労開始から

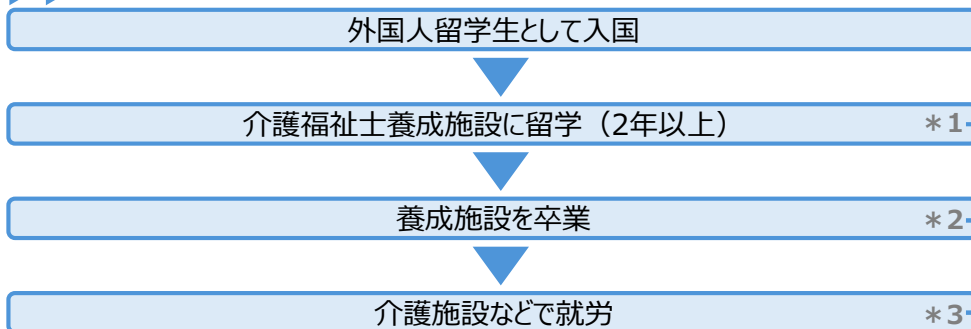
メリット

- 介護福祉士の国家資格を取得した後は長期間の就労が可能
- 養成施設の卒業生は国家試験の合格を問わず介護福祉士資格を有するものとされる

デメリット

- 介護事業所が独自に採用活動を行うので確実性が低い
- 悪質なブローカーによるあっせんリスクがある

受入の流れ



どんな人が来るの？

- 日本の介護福祉士養成施設において2年以上、知識や技能を習得している者
- 介護福祉士の資格を持っている者
- 介護または介護指導を行う業務に従事する者



- *1 留学生を受け入れる介護福祉士養成校によって入学要件や受入れ状況は異なるが、主に下記の要件が定められている
 - 日本語能力N2以上に合格
 - 日本の日本語学校で6ヵ月以上の教育を受け、入学選抜ではN2相当以上
 - 日本留学試験の日本語科目では200点以上
 - BJTビジネス日本語能力テストでは400点以上
- *2 介護福祉士試験に合格しなくても（不合格or未受験）、介護福祉士の資格を有するものとする経過措置が設けられている
- *3 大学や専門学校などの介護福祉士養成施設に通う留学生が介護福祉士の資格を取得しても日本で介護業務に就けなかったが、2017年9月から就労が可能となった。

技能実習生

2017.11.01～

技能実習制度を活用した外国人

制度の目的

国際貢献として、日本から相手国への技術移転

送り出し国

制限なし（技能移転のニーズがある国）
＊2024年10月現在、16か国との間で協力覚書を作成

在留資格名

1年目：技能実習1号
2～3年目：技能実習2号
4～5年目：技能実習3号

調整機関

監理団体型：各監理団体による受入調整
企業単独型：各企業が独自に調整
※監理団体型には「特定監理団体」と「一般監理団体」がある

在留期間

技能実習1号：最長1年
技能実習2号：最長2年
技能実習3号：最長2年 } 合計 最長5年
※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能

入国時の 日本語能力

入国時はN4
2年目以降、技能実習2号に移行する時はN3程度

勤務できる サービスの種類

訪問系サービス以外

夜勤の可否

条件^(※)付きで可能

※技能実習生以外の介護職員を同時に配置することが求められるほか、業界ガイドラインにおいても技能実習生以外の介護職員と技能実習生の複数名で業務を行う旨を規定。また、夜勤業務等を行うのは2年名以降に限定する等の努力義務を業界ガイドラインに規定。

介護職種での 転職の可否

原則不可

配置基準の 算定期間

日本語能力N2以上は就労開始から
N2以外は就労6か月後から（※条件により6か月未満でも可）

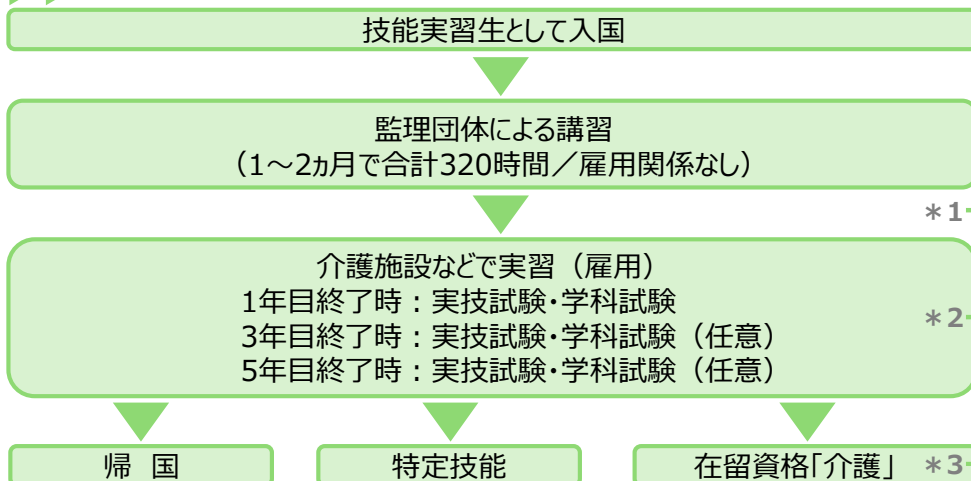
メリット

- 介護福祉士の国家資格取得後は在留資格「介護」に変更し、長期間の就労が可能
- 監理団体による訪問指導・監査があるため相談助言を求めやすい
- 他事業所へ転職されるリスクが低い

デメリット

- 実習終了後は帰国が原則のため、長期の雇用は不可
- 監理団体の選択が難しい
- 悪質なブローカーによるあっせんのリスクがある

受入れの流れ



*1

*2

*3

どんな人が来るの？

- 外国において同種の業務に従事した経験がある者
例：外国の介護施設等で機能訓練や日常生活の補助業務の経験がある。
外国の看護師資格を有する。外国政府によって介護士等の認定を受けている等
- 技能実習に従事することを必要とする特別な事情がある者
例：教育機関において同種の分野に関する教育課程を修了している。
送り出し国と実習実施者または監理団体との間で技術協力の必要性があると認められた場合等



- *1 入国時は日本語能力N4程度で、1年後にはN3程度に合格する必要があるが、N3に満たない場合は「介護事業所のもとで実習等の適切な習熟のために必要な日本語を継続して学ぶこと」などを条件に3年目までの在留が可能。
- *2 入国1年後の試験に合格すると追加で2年実習できる。3年目は一定の条件を満たした上で試験に合格するとさらに実習を2年延長でき、最長で5年の雇用が可能。
- *3 入国5年目までに介護福祉士を取得すると、在留資格「介護」に変更できる。

特定技能1号

2019.04.01~

在留資格「特定技能1号」を持つ外国人

制度の目的

介護現場の人手不足をカバーするため、一定の専門性と技術を持つ外国人の受入れ

送り出し国

制限なし
* 2024年10月現在、17か国との間で協力覚書を作成

在留資格名

特定技能1号

調整機関

登録支援機関

在留期間

通算5年
※介護福祉士の資格取得後は在留資格「介護」へ変更可能

入国時の 日本語能力

国際交流基金日本語基礎テスト又は日本語能力試験N4
以上及び介護日本語評価試験に合格

勤務できる サービスの種類

訪問系サービス以外

夜勤の可否

可能

介護職種での 転職の可否

可能

配置基準の 算定期間

就労開始から

メリット

- 日本人の常勤介護職員と同数まで受入れ可能
- 配置基準の算定が就労開始から可能
- 介護福祉士の国家資格取得後は、在留資格「介護」に変更し、長期間の就労が可能

デメリット

- 介護福祉士の国家資格を取得できなければ、5年で帰国しなければならない
- 「同一の業務区分内」の他事業所へ転職されるリスクがある

受入の流れ

日本語能力と介護技術の水準を試験で確認する

*1

受入れ施設と雇用契約を結ぶ

特定技能1号の対象者として入国

介護施設で雇用

*2

帰国

在留資格「介護」

*3

どんな人が来るの？

- 日本語能力と介護技術の試験に合格している者
または
- 3年以上の経験がある技能実習生
- 4年間従事したEPA(介護福祉士国家試験で一定の成績を収めた者)
※特定技能には1号と2号があるが、介護は1号のみ



- *1 入国前の試験により、施設で適切に働くために必要な日本語や技能の水準を確認するので、すぐに一定程度の業務を遂行できる。3年間の経験を積んだ技能実習生、4年間従事し一定の成績を収めたEPA生は、特定技能1号への移行に必要な試験を受けなくてよい。
- *2 受入れ施設は初めて特定技能1号外国人を受け入れた日から4か月以内に「介護分野における特定技能協議会」の構成員になることが必要。
- *3 5年後には帰国となるが、介護福祉士の国家資格を取得すれば、在留資格「介護」に変更でき、永続的に働くことが可能となる。

◎ 4 制度の受入れスケジュールイメージと会員の声

外国人受入制度	調整機関	意思決定から就業開始までの期間
EPA	国際厚生事業団	17ヵ月～21ヵ月 ※毎年3・4月にある求人申請受付の登録が必要です (例：令和6年4月登録→令和7年8月または12月就労開始)
在留資格(介護)	なし	日本人と同様
技能実習	監理団体	A 機関（監理団体）／ 7～8.5ヵ月程度 B 機関（監理団体）／ 8～10ヵ月程度
特定技能	登録支援機関	C 機関（登録支援機関）／ 2.5～4.5ヵ月程度 D 機関（登録支援機関）／ 5.5～8ヵ月程度 E 機関（登録支援機関）／ 5～6.5ヵ月程度

■ 会員の声

EPA

- 優秀な職員に恵まれたため次回も期待したい。
- 採用までに教育されているので、日本語が堪能で、介護に関しても習得が早い。
- 教育に関して自治体から補助がある。施設受け入れまでの教育スキームもしっかりしている。
- EPA介護福祉士3名は、まじめでとても優秀であり、他の職員にも良い影響を与えている。
- 在籍しているEPA職員より、身内や友人を入職させて欲しいとの要望がある。

技能実習

- 最長で5年間は働いてもらえ、転職もされない。
- EPAと違い、技能実習生の事務手続等は監理団体に担ってもらえる。
- 他の在留資格の競争率が高いため、安定的な人材確保を考慮し採用。
- 経費を掛けても3年で帰国する。特定技能や留学生の雇用も考えたい。
- EPAで採用できない数を補填するため採用。
- 指導員が十分に指導できる人数を採用。
- 日本人と同様のルールで夜勤ができるとなると良い。

在留資格「介護」

- 朝夕の時間帯にアルバイトとして助かっている。
- 留学生を長期休暇のみ雇用。熱意があり、また日本語能力が比較的高いのでコミュニケーションが取りやすかった。
- 将来、介護福祉士を取得したら、正社員で迎えることを考慮し採用。
- 現状、留学生の場合、卒業と同時に介護福祉士を取得できるため。EPAとは違い、法人での教育の必要がないこともメリット。

特定技能

- 直接雇用が可能である。
- EPAと特定技能制度を組み合わせたい。
- 技能実習生としての期間終了後、特定技能への変更を希望している方がいる。
- 特定技能で受け入れるにあたり、出入国管理局に提出する書類があまりに膨大であり、作成にかかる労力過多で今後については検討中。
- インターンシップ受入れ予定なので、インターンシップ⇒特定技能へ変更予定。

◎外国人介護人材に関する受入れ状況

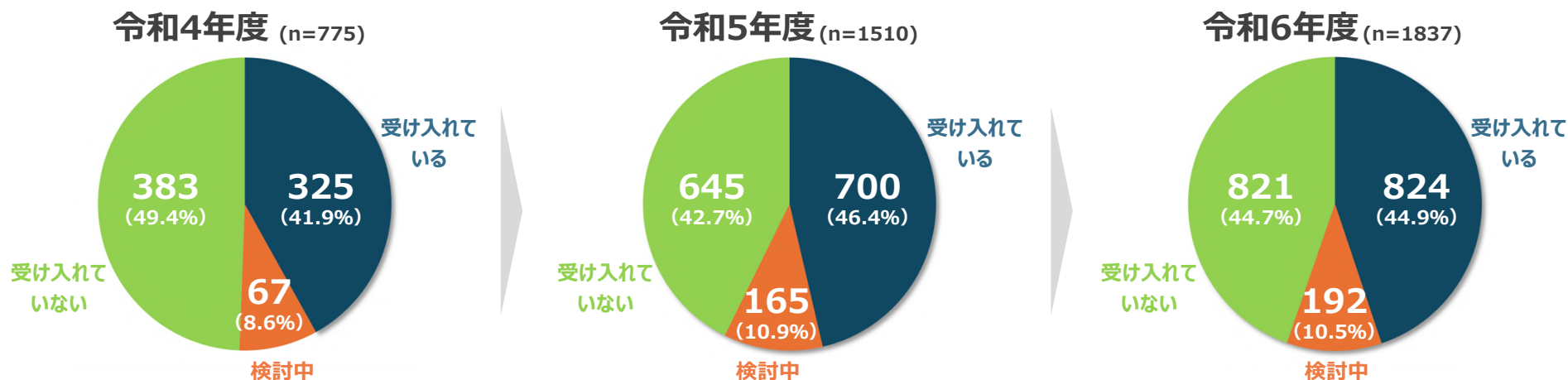
本会で実施した令和6年度外国人介護人材に関するアンケート調査は、調査対象の**7,726**施設に対し、外国人介護人材の受入れ状況、今後の採用意向、育成と定着に向けた工夫と課題等について調べたものです。調査の結果、受入れ施設・事業所では「受け入れている」及び「検討中」と回答した割合を合わせると約55%以上が外国人介護人材の受入れに積極的であることがわかりました。一方、44.7%の施設・事業所がまだ外国人介護人材を受け入れていません。特定技能の外国人介護人材を受け入れている施設は、1施設あたり平均4人以上を採用しており、介護職員の採用において外国人受入制度は不可欠なものとなっています。

外国人介護人材の受入れ状況

■調査対象地区：全国

■調査方法：Webアンケート

■調査時期：令和6年12月まで



外国人介護人材を受入れている施設の制度利用状況

「受け入れている」と回答した824施設(複数回答)

外国人受入制度	施設数	制度毎の採用人数	平均採用人数/施設あたり
特定活動 (EPA)	104	463	4.5
在留資格「介護」	279	812	2.9
技能実習	343	1,187	3.5
特定技能	534	2,146	4.0
永住者、定住者、日本人の配偶者など	235	512	2.2

◎ 技能実習制度と特定技能の比較



**2027年より技能実習制度は
育成就労制度に移行します**

技能実習制度

特定技能（1号）

関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	技能実習1号・技能実習2号・技能実習3号	特定技能1号・特定技能2号
在留期間	最長5年 (1号：1年以内、2号：2年以内、3号：2年以内)	通算5年
外国人の 技能水準	なし（基礎的な技能から中級の技能まで）	特定産業分野における相当程度の知識または経験
入国時の試験	なし ※介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出機関	外国政府の推薦または認定を受けた機関	なし
監理団体	非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の管理事業を行う。主務大臣による許可制	なし
支援機関	なし	登録支援機関 (出入国在留管理庁長官による登録制)
外国人と受入れ 施設のマッチング	通常監理団体と送出機関を通して行われる	受入れ施設が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受入れ施設の 人数枠	常勤職員の総数に応じた受入れ人数上限あり	人数枠なし(介護分野と建設分野は除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて講習を受け及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号・3号)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動。
転籍・転職	原則不可。ただし実習実施者の倒産等やむをえない場合や 2号から3号への移行時は転籍可能。	同一の業務区分内または試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

◎ 育成就労制度の概要



**2027年より技能実習制度は
育成就労制度に移行します**

令和6年6月21日、「出入国管理及び難民認定法及び外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律の一部を改正する法律」が交付されました。それにより、技能移転による国際貢献を目的とする技能実習制度を抜本的に見直し、我が国の人手不足分野における**人材の育成・確保を目的とする育成就労制度が創設**されます。（育成就労制度は令和6年6月21日から起算して3年以内の政令で定める日に施行されます。）

育成就労制度の目的

「**育成就労産業分野**（育成就労制度の受入れ分野）」（※）において、我が国での3年間の就労を通じて**特定技能1号水準の技能を有する人材を育成**するとともに、当該分野における**人材を確保**すること。

※特定産業分野（特定技能制度の受入れ分野）のうち就労を通じて技能を修得させることが相当なもの

基本方針・ 分野別運用方針

育成就労制度の**基本方針**及び育成就労産業分野ごとの**分野別運用方針**を策定する（策定に当たっては、有識者や労使団体の会議体から意見を聴取）。

分野別運用方針において、生産性向上及び国内人材確保を行ってもなお不足する人数に基づき**分野ごとの受入れ見込み数を設定し、これを受入れの上限数として運用**する。

育成就労計画の 認定制度

育成就労外国人ごとに作成する「**育成就労計画**」を認定制とする

（育成就労計画には育成就労の期間（3年以内）、育成就労の目標（業務、技能、日本語能力等）、内容等が記載され、**外国人育成就労機構による認定を受ける**）

監理支援機関の 許可制度

（育成就労外国人と育成就労実施者の間の雇用関係の成立のあっせんや）育成就労が適正に実施されているかどうか監理を行うなどの役割を担う**監理支援機関を許可制とする**（許可基準は厳格化。技能実習制度の監理団体も監理支援機関の許可を受けなければ監理支援事業を行うことはできない。）。

適正な送出しや 受入環境整備の取組

・送出国と二国間取決め（MOC）の作成や**送出機関に支払う手数料が不当に高額にならない仕組みの導入**など、送出しの適正性を確保する。

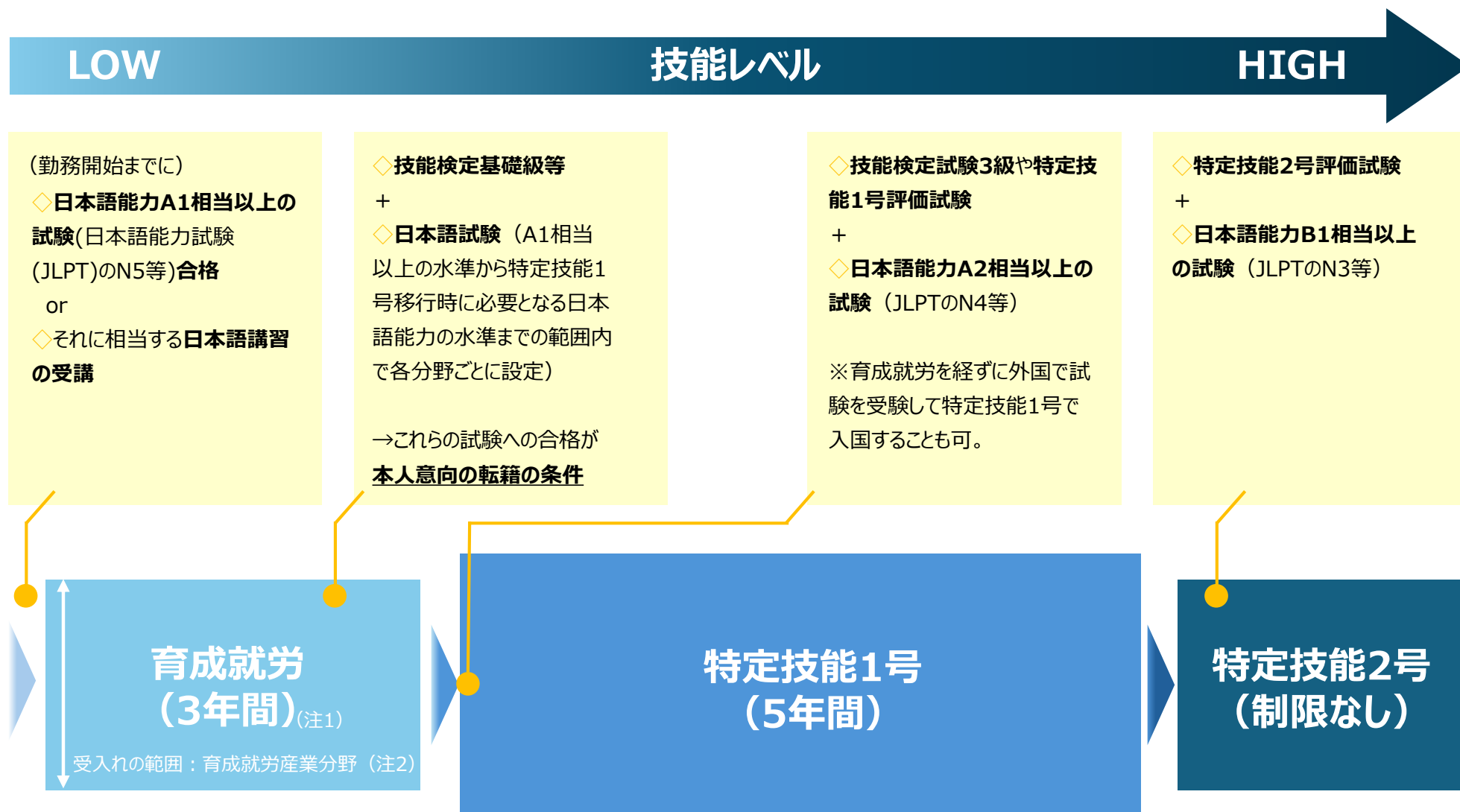
・育成就労外国人の**本人意向による転籍を一定要件の下で認める**ことなどにより、労働者としての権利保護を適切に図る。

・**地域協議会**を組織することなどにより、地域の受入れ環境整備を促進する。

◎ 育成就労制度及び特定技能制度イメージ



2027年より技能実習制度は
育成就労制度に移行します



(注1) 特定技能1号の試験不合格となった者には再受験のための最長1年の在留継続を認める。

(注2) 育成就労制度の受入れ対象分野は特定技能制度と原則一致させるが、特定技能の受入れ対象分野でありつつも、国内での育成になじまない分野については、育成就労の対象外。

◎ 外国人介護職員に活躍してもらうための支援事例

■ 仕事／学習

入職時の留意点

- Good! 入職までの経緯を把握する
- Good! 契約内容・処遇の話し合いは丁寧に
- Good! 緊急時の連絡体制を整備
- 注意! 雇用条件等は早めに提示

職場での指導

- Good! OJTで教育
- Good! 外部研修を取り入れる
- Good! 日本語指導は専門家に依頼
- 注意! 日本語学習はクラス分けを
- 注意! 早めの勤務調整確認を促す

■ 暮らし

住まいの準備

- Good! 共同生活で不安解消
- 注意! 「ワンルーム」でプライバシーを確保

その他の周辺サポート

- Good! Wi-Fi環境は必須
- Good! クラブ活動でストレス解消
- Good! 移動中の安全を担保
- 注意! SNSの利用法に注意喚起を
- 注意! 不正な海外送金防止に努める
- 注意! コロナ禍などではより細やかな“寄り添い”が必要
- 注意! 信仰への配慮は不可欠

■ コミュニケーション

ことばの上達・相互理解のために

- Good! “異国人同士”は相乗効果が
- Good! バランス感覚を持ちつつ不満解消に努める
- 注意! 同国出身＝1ユニットには問題が
- 注意! 日本語能力を過信しない
- 注意! 方言や丁寧語への対策を

日本の社会・習慣への理解に向けて

- Good! 授業の中に「社会学習」を
- Good! 町内会で親睦を図る
- 注意! お金の話は明確に

試験対策

- Good! 個々に向き合うことでJLPT合格率UP
- Good! 介護福祉士国家試験
- 注意! 国家試験対策のサポート強化を



事例に学ぶ外国人介護人材育成のポイント
(全国老人福祉施設協議会作成)

<https://x.gd/x4PMN>



受入れ時の法律・制度

在留資格を確認しましょう（出入国管理及び難民認定法：入管法）

在留資格のない外国人を働かせたり、資格外の労働をさせると3年以上の懲役または300万円以下の罰金を科されます（不法就労助長罪）。
「在留カード」で必ず就労制限の有無を確認しましょう。

■入管法：https://www.moj.go.jp/isa/policies/bill/nyukan_hourei_index.html



入管法

雇用状況をハローワークに届けましょう（雇用対策法）

事業主は外国人労働者を雇うとき、離職したとき、氏名や在留資格などをハローワークに届け出ることが義務付けられています。
届け出なかったり虚偽の届け出をすると30万円の罰金が科せられます。

■雇用対策：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/gaikokujin/todokede/index.html



雇用対策法

保険に加入しましょう

社会保険（厚生年金保険、健康保険、介護保険）、労働保険（雇用保険、労災保険）は、外国人労働者も対象なので加入が必須です。

■社会保険：<https://www.nenkin.go.jp/service/riyoushabetsu/jigyonushi/index.html>

■労働保険：https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/hoken/980916_1.html



社会保険

適正な労働条件を明示しましょう（労働基準法：労基法）

使用者は労働者の国籍を理由とした労働条件の差別的取扱を禁止しています（労基法3条）。

また労働条件は労働者に明示しなければならないため（労基法15条）、母国語の書類を用意することが望ましいです。



労働保険

困ったときの相談・問い合わせ先

EPA

『公益社団法人 国際厚生事業団（JICWELS）』 受入支援部

<https://jicwels.or.jp/fcw/>

TEL：03-6206-1138（あっせん室）、0120-115-311（EPA相談窓口）

在留資格 「介護」

『公益社団法人日本介護福祉士養成施設協会』

介護福祉士を目指す留学生のための相談支援センター

<https://kaigo-ryugaku-support.kaiyokyo.net/>

TEL：0120-07-8505（平日10:00～13:00, 14:00～18:00）

技能実習

『外国人技能実習機構（OTIT）』 コールセンター

<https://www.otit.go.jp/>

TEL：03-3453-8000（平日10:00～17:00）

特定技能

直接の相談窓口はありません。事業所に代わって外国人介護人材の入国等をサポートする「登録支援機関」にお問い合わせください。法務省のサイトに登録支援機関の登録簿が掲載されています。



https://www.moj.go.jp/isa/applications/ssw/nyuukokukanri07_00205.html

「外国人介護人材受入れ制度」早わかりガイド2025

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-7-1 塩崎ビル7階

発行 公益社団法人 全国老人福祉施設協議会・介護人材対策委員会・外国人介護人材対策部会

<TEL>03-5211-7700 <FAX>03-5211-7705 <URL><https://www.roushikyo.or.jp/>

※本資料の無断での複写・複製を禁じます